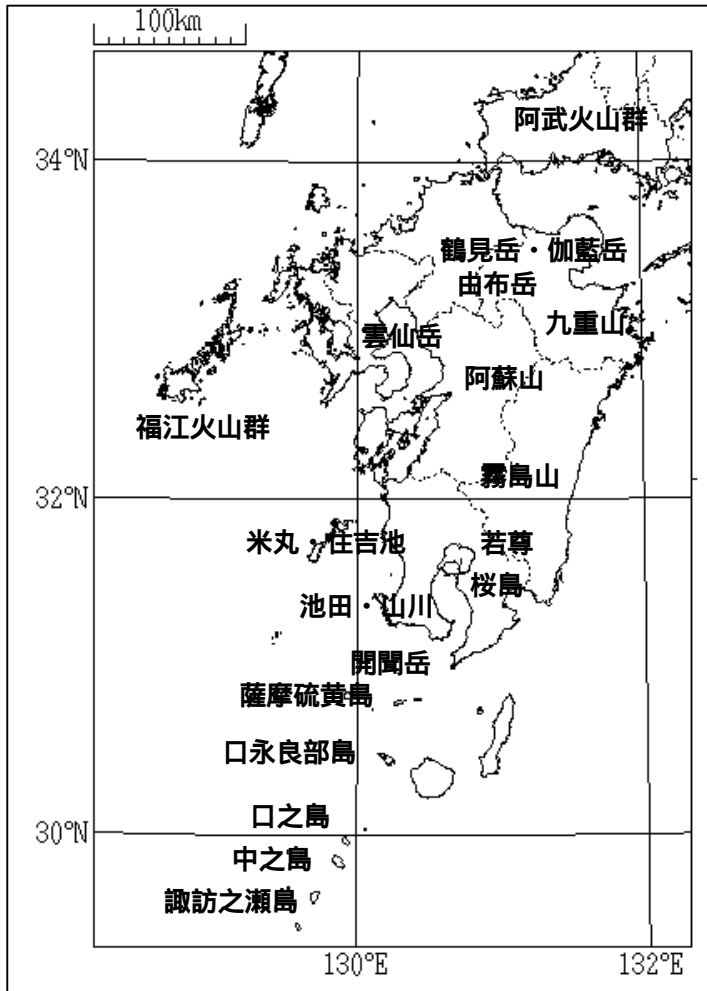


九州地方の火山活動解説資料(平成 17 年 4 月)

福岡管区气象台
火山監視・情報センター

山口・九州地方の火山



- ：噴火した火山
- ：観測データに変化があった火山
- ：解説を記載した火山
- ：その他の火山

：阿蘇山(火山活動度レベル 2 3 (小規模噴火が発生または可能性))

中岳第一火口の火山活動は活発となっており、小規模な噴火の可能性があるので、火口周辺では注意が必要です。

14 日にごく小規模な噴火が発生し、同日朝に行った現地観測の結果、降灰は主に中岳第一火口の南と北東方向へ 700m 付近まで達していました。また、同日 11 時には火口縁北側で降灰を観測しました。同日 20 時 41 分頃、土砂噴出が発生し、このときに噴出した火山灰が火口の北東側約 2 km の仙酔峡まで達していました。噴火の発生及び降灰を観測したのは、2004 年 1 月 14 日以来です。

湯だまりの量は 8 日にそれまでの約 3 割から約 2 割に減少し、色は灰色から 15 日には黒灰色となり、湯だまりの表面温度も 70 前後の高い状態が続いています。また、湯だまりの中央部、北側で高さ約 5 m、その他数ヶ所で 2 ~ 3 m の土砂噴出を観測しています。

孤立型微動は 1 日あたり 83 ~ 207 回、火山性地震は 1 日あたり 1 ~ 124 回で推移しました。また、火山性連続微動が 16 日から発生し、28 日 08 時頃から振幅はやや大きくなっています。

：桜島(火山活動度レベル 2 (比較的静穏な噴火活動))

ごく小規模の噴火は発生しましたが、爆発的噴火等は観測されませんでした¹⁾。火山性地震の発生は少ないなかで、A 型地震²⁾はやや多い状態が続いています。

- 1) 桜島では噴火活動が活発なため、噴火のうち、爆発的な噴火もしくは一定の規模以上の噴火の回数を計数している。
- 2) 火山性地震のうち、通常の構造性地震と同じく P 波、S 波が明瞭で高周波の波動からなる地震をいう。桜島の A 型地震は、マグマ等の貫入に伴い周辺領域の地殻が破壊されるために発生していると考えられている。

：諏訪之瀬島(火山活動度レベル 3 (小規模な噴火が発生かその可能性))

噴火が 8 回発生し、火山活動は活発な状態で経過しました。26 日、28 日に集落で少量の降灰がありました。

：霧島山(火山活動度レベル 御鉢は 2 (やや活発な火山活動)、新燃岳は 1 (静穏な火山活動))

御鉢では、監視カメラで時々火口縁上に噴気が上がっているのを観測するなど、やや活発な状態が続いています。

新燃岳では火山性地震の発生は少なく、火山活動は静穏でした。

：口永良部島(火山活動度レベル 2 (やや活発な火山活動))

火山性地震や火山性微動が時々発生し、新岳火口の北側の噴気が見られるなど、火山活動はやや活発でした。

：薩摩硫黄島(火山活動度レベル 2 (やや活発な火山活動))

噴火は観測されませんでした。火山性地震や火山性微動が時々発生するなど火山活動はやや活発でした。

：九重山(火山活動度レベル 1 (静穏な火山活動))、雲仙岳(火山活動度レベル 1 (静穏な火山活動))

火山活動に大きな変化は認められず、静かな状態が続きました。

火山情報発表状況

火山名	情報名	発表日時	概要
阿蘇山	火山観測情報第 13 号 火山観測情報第 14 号	1 日 11 時 00 分 8 日 11 時 00 分	火山活動やや活発(火山活動度レベルは 2)。 前 1 週間の火山活動状況(地震・微動の発生)と現地観測結果(中岳第一火口内の状況)。
	臨時火山情報第 1 号	14 日 12 時 00 分	小規模噴火が発生(火山活動度レベルは 2 3)。 14 日 10 時の現地観測では、中岳第一火口の南側でごく少量、灰白色の火山灰の付着を確認。11 時頃には火口北側で降灰を観測した。火口の湯だまりは量が約 2 割、色は灰色。今後、火山活動が活発になることが考えられるので、火口周辺では注意が必要。

阿 蘇 山	火山観測情報第 15 号	14 日 17 時 45 分	小規模噴火が発生または可能性(火山活動度レベルは3)。 前情報発表以降の火山活動状況(地震・微動の発生、噴煙)。 現地観測及び上空からの観測結果(降灰、中岳第一火口内の状況)と監視カメラによる観測結果(噴煙)。
	火山観測情報第 16 号	15 日 12 時 20 分	
	火山観測情報第 17 号	15 日 16 時 10 分	
	火山観測情報第 18 号	18 日 11 時 15 分	
	火山観測情報第 19 号	22 日 11 時 30 分	
	火山観測情報第 20 号	25 日 11 時 10 分	
	火山観測情報第 21 号	28 日 11 時 00 分	
口永良部島	火山観測情報第 15 号	1 日 14 時 00 分	やや活発な火山活動(火山活動度レベルは2)。 この1週間の火山活動(地震・微動の発生状況及び日回数)。監視カメラによる噴気活動の状況。
	火山観測情報第 16 号	8 日 14 時 00 分	
	火山観測情報第 17 号	15 日 14 時 20 分	
	火山観測情報第 18 号	22 日 14 時 30 分	

噴火の記録基準について

1. 「噴火」現象と気象庁における噴火の記録基準

「噴火」とは、「火山現象の一種で、地球内部から、(火山)物質が比較的急速に放出される現象」(荒牧、1975)であると言われており、気象庁では「火山現象として、火口外へ固形物(火山灰、岩塊等)を放出または溶岩を流出する現象」を「噴火」としています。しかし、「噴火」には、富士山の宝永噴火から、桜島でよく発生している山頂噴火、阿蘇山の中岳第一火口付近で降灰がある程度のもので、その規模は大小様々です。

そのため、気象庁の火山観測では、ある規模以上のものを「噴火」として記録することとし、この基準を「噴火の記録基準」と呼んでいます。もちろん、この気象庁の基準に満たない小さな「噴火」現象も存在します。

2. 新しい噴火の記録基準

旧来の噴火の記録基準は、昭和 56 年(1981 年)当時の噴火の検知力を踏まえて定められたもので、火山毎あるいは現象毎に噴火として記録する下限が異なっていました。今般、近年の遠望監視カメラの監視等による噴火の検知力の向上を踏まえ、噴火の記録基準を統一しました。

新しい噴火の記録基準は以下のとおりです。なお、この基準は、海底火山を除く日本の全ての活火山に適用されます。

この基準は、5 月 1 日以降に公表する情報、資料等について適用します。また、本年 3 月発行の「日本活火山総覧(第 3 版)」においては新しい基準を適用しています。

【噴火の記録基準】

噴火の規模については、大規模なものから小規模なものまで様々であるが、固形物が噴出場所から水平若しくは垂直距離概ね 100~300m の範囲を超すものを噴火として記録する。

確認の方法等は以下のとおりとする。

- (1) 遠望カメラによって基準に合致すると考えられる火山灰の噴出が確認できた場合
- (2) 後日の現地調査で基準に合致すると考えられる現象が確認できた場合
- (3) 地震計・空振計等によって基準に合致すると考えられる現象が発生したと推定できた場合

(補足 1) 基準(3)項に該当する噴火

火山名	(3)項に該当する噴火
浅間山	・ A 点及び D 点で 0.4Pa 以上の空振を観測する爆発地震が観測した場合に、爆発的噴火とする。ただし、噴煙に特に変化がないことが確認された場合を除く。
桜島	・ 爆発地震を伴い、爆発音または体感空振または噴石の火口外への飛散を観測、または O 点空振計で 3Pa 以上、あるいは島内の A 点、D 点、E 点空振計のいずれかで 10Pa 以上の空振を観測した場合に爆発的噴火とする。ただし、上記の条件を満たした場合でも噴煙に特に変化が見られない場合には噴火としない。
諏訪之瀬島	・ 爆発地震を伴い、地震計の上下動で 30 μ m/s 以上、かつ空振計で 10Pa 以上を観測した場合に爆発的噴火とする。

(補足 2) 桜島における噴火の計数について

気象庁における噴火の記録基準は上記のとおりであるが、桜島においては噴火活動が活発なため、基準を満たす全ての噴火を計数することが困難な場合が多い。統計的な均質性を図り、活動評価に資するために、桜島では、以下の条件を満たす噴火を計数し噴火回数としている。

- ・ 爆発的噴火
- ・ 噴煙量階級 3*以上の有色噴煙を伴う噴火

* 気象庁では噴煙量を噴煙の高さと幅から 1～6 の階級に分けて観測している。噴煙量階級 3 以上の噴煙は、高さが概ね 1000m 以上の噴煙に相当する。

(補足 3) 噴火規模の表現について

被害をもたらさない程度の小規模な噴火現象については、防災上混乱をきたさないよう、「ごく小規模な噴火」等の表現を用いる。

次回の火山活動解説資料の公表は 6 月 7 日(火)の予定です。

各火山の詳細については、気象庁 HP(<http://www.jma.go.jp/>)でご覧いただけます。

気象庁 HP 「気象・海洋・地震・火山の資料」「火山の資料」 定期刊行物「火山活動解説資料」

(http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/STOCK/monthly_v-act_doc/monthly_vact.htm)